国土交通省 北陸信越運輸局　　毎月３回（1 日・11 日・21 日発行）

北陸信越運輸局報

明日の交通・環境を創造します。
令和３年２月２２日（月曜日）　第６４１号
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目　　次

公　　示　△「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」の一部改正について　‥‥Ｐ１
許認可等　△指定自動車整備事業の指定　‥‥Ｐ２

○　公　　示

■公示第５４号（自動車交通部）

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成１５年２月２８日付け公示第１１０号）を別紙のとおり一部改正する。

令和３年２月９日

北陸信越運輸局長　　野津　真生

※別紙は３～７頁参照

○　許 認 可 等

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第１０２５５号
指定年月日	令和３年２月１５日
事業者名	株式会社川内自動車（法人番号　2110001007114）
事業場の名称	株式会社川内自動車　村上店
事業場の所在地	新潟県村上市上助渕字谷地１７６５番２
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第３０１５９号
指定年月日	令和３年２月１５日
事業者名	ハッピーアンドドリーム株式会社（法人番号　5230001003560）
事業場の名称	ＡＣデルコ富山サービスセンター
事業場の所在地	富山県富山市羽根８０番地１
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、 大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

以　上

別紙「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」

新	旧
公示第１１０号 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画 変更認可申請等事案の処理方針について 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等については、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。 平成１５年２月２８日 北陸信越運輸局長　園田 良一 記 ○許可（貨物自動車運送事業法第３条、第３５条第１項） 許可申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第５条及び第６条第１項並びに同法第３５条第３項及び第４項の規定するところにより、厳正かつ公平に行うものであるが、次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 **Ｉ．一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送を除く。）** １．営業所（略） ２．事業用自動車（略） ３．車庫 （１）位置（略） （２）立地条件 ①（略） ②計画車両の通行において出入口の前面道路については、車両制限令に適合するものであり、その確認は、原則として幅員証明書により行うこととする（国道については、当該幅員が車両制限令に適合しているものとみなす。）。また、交通保安上支障がないものであるこ	公示第１１０号 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画 変更認可申請等事案の処理方針について 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等については、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。 平成１５年２月２８日 北陸信越運輸局長　園田 良一 記 ○許可（貨物自動車運送事業法第３条、第３５条第１項） 許可申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第５条及び第６条第１項並びに同法第３５条第３項及び第４項の規定するところにより、厳正かつ公平に行うものであるが、次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 **Ｉ．一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送を除く。）** １．営業所（略） ２．事業用自動車（略） ３．車庫 （１）位置（略） （２）立地条件 ①（略） ②計画車両の通行において出入口の前面道路については、車両制限令に適合するものであり、その確認は幅員証明書により行うこととする（国道については、当該幅員が車両制限令に適合しているものとみなす。）。また、交通保安上支障がないものであること（必要に応

と（必要に応じて、警察当局へ照会等を行うこととする。）。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権を有し、かつ、事業用自動車が当該私道に接続する公道との関係において車両制限令に抵触しないものであること。 （３）収容能力～（４）使用権（略） ４．休憩・睡眠施設～１２．その他（略） **Ⅱ．一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送に限る。）** **～Ⅲ．特定貨物自動車運送事業の許可（略）** 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請及び届出に関する審査は、次の項目についてそれぞれ審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 １．事業計画の変更の認可及び届出の受理 （１）①～③（略） 事業規模の拡大となる申請とは、新たに特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となる場合（当該合計が１０両以下であるときを除く。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等をしようとするものをいう。 （２）～（６）（略） ３．事業の譲渡譲受の認可～６．特定貨物自動車運送事業の事業計画等の認可申請等（略） 附　　則 （適用の日） １．この処理方針は、平成１５年４月１日から適用する。 ２．「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成１４年７月１日付け公示第２７号）及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等に関する処理方針について」（平成１４年７月１日付け公示第２８号）は、平成１５年３月３１日限りで廃止する。 （係属事案に関する経過措置） ３．この処理方針適用の日以前に受理した事案の平成１５年４月１日以降における処理については、次によるものとする。 ①「車両数」及び「法令遵守」に関する審査については、１．にかかわらず、なお、旧処	じて、警察当局へ照会等を行うこととする。）。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権を有し、かつ、事業用自動車が当該私道に接続する公道との関係において車両制限令に抵触しないものであること。 （３）収容能力（略） （４）使用権（略） **Ⅱ．一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送に限る。）** **～Ⅲ．特定貨物自動車運送事業の許可（略）** 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請及び届出に関する審査は、次の項目についてそれぞれ審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 ２．事業計画の変更の認可及び届出の受理 （１）①～③（略） 事業規模の拡大となる申請とは、新たに特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となる場合（当該合計が１０両以下であるときを除く。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設をしようとするものをいう。 （２）～（６）（略） ３．事業の譲渡譲受の認可～６．特定貨物自動車運送事業の事業計画等の認可申請等（略） 附　　則 （適用の日） １．この処理方針は、平成１５年４月１日から適用する。 ２．「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成１４年７月１日付け公示第２７号）及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等に関する処理方針について」（平成１４年７月１日付け公示第２８号）は、平成１５年３月３１日限りで廃止する。 （係属事案に関する経過措置） ３．この処理方針適用の日以前に受理した事案の平成１５年４月１日以降における処理については、次によるものとする。 ①「車両数」及び「法令遵守」に関する審査については、１．にかかわらず、なお、旧処

理方針（平成１４年７月１日付け公示第２７号）により処理する。
②上記①以外の事項（「許可に付する条件」を含む。）については、この処理方針により処理する。

附　　則（平成１６年８月５日付け公示第５６号で一部改正）
この改正処理方針は、平成１６年９月１日以降、北陸信越運輸局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成１９年８月６日付け公示第５８号で一部改正）
１．この公示は、平成１９年９月１０日以降に受理する申請事案について適用する。
２.「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。

附　　則（平成２０年４月１日付け公示第１号で一部改正）
１．この公示は、平成２０年７月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２５年３月１４日付け公示第８４号で一部改正）
１．この公示は、平成２５年５月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２５年７月２３日付け公示第２５号で一部改正）
１．この公示は、平成２５年７月２３日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２５年１１月７日付け公示第６２号で一部改正）
１．この公示は、平成２５年１２月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２７年３月２４日付け公示第９４号で一部改正）
１．この公示は、平成２７年６月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（令和元年９月１７日付け公示第４８号で一部改正）
１．この公示は、令和元年１１月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（令和３年２月９日付け公示第５４号で一部改正）

理方針（平成１４年７月１日付け公示第２７号）により処理する。
②上記①以外の事項（「許可に付する条件」を含む。）については、この処理方針により処理する。

附　　則（平成１６年８月５日付け公示第５６号で一部改正）
この改正処理方針は、平成１６年９月１日以降、北陸信越運輸局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成１９年８月６日付け公示第５８号で一部改正）
１．この公示は、平成１９年９月１０日以降に受理する申請事案について適用する。
２.「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。

附　　則（平成２０年４月１日付け公示第１号で一部改正）
１．この公示は、平成２０年７月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２５年３月１４日付け公示第８４号で一部改正）
１．この公示は、平成２５年５月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２５年７月２３日付け公示第２５号で一部改正）
１．この公示は、平成２５年７月２３日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２５年１１月７日付け公示第６２号で一部改正）
１．この公示は、平成２５年１２月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（平成２７年３月２４日付け公示第９４号で一部改正）
１．この公示は、平成２７年６月１日以降に受理する申請事案について適用する。

附　　則（令和元年９月１７日付け公示第４８号で一部改正）
１．この公示は、令和元年１１月１日以降に受理する申請事案について適用する。

１．この公示は、令和３年４月１日以降に受理する申請事案について適用する。 様式１～様式５（略）	様式１～様式５（略）

（削除）

北陸信越運輸局長

殿

宣　　誓　　書

貨物自動車運送事業法第４条第１項第２号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
代表者の氏名　　印又は署名